答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成29年7月6日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

本件返戻金は、国民年金の払込金に係る返還金であるが、日本年金機構による年金番号の流失等の不祥事などにより、返還手続が遅れたものであり、〇〇転入前に厚生労働省に確認したところ、返還金は収入ではないので安心して受け取れるとの説明を受けている。

また、請求人は、〇〇での生活保護受給開始後の平成27年7 月に、本件返戻金を受領しているが、これについては、本件返戻 金を受領することによりDV被害者である請求人の住所を知られることを恐れて、受領を拒否したものの、○○の職員から説得されて受け取ることに従ったものである。

その際、それに対する返還作業を行うことは許されないとの説 得を受けている。

以上のことがあったにもかかわらず、〇〇は、突然、何の説明 もなく、本件返戻金を収入にみなすとの説明もしないで、本件処 分を行った。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年2月16日	諮問
平成30年2月16日	請求人の主張書面を収受
平成30年3月16日	審議(第19回第3部会)
平成30年4月26日	審議(第20回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」も

のとされている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、この次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。)第8・3・(2)・エ・(イ))によれば、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(途中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

(2) 法 6 3 条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

これは、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者が、その資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている(最高裁判所昭和46年6月29日判決(最高裁判所民事判例集25巻4号650頁)参照)。

また、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月2

- 2日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)。
- (3) そして、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱い について」(平成24年7月23日付社援保発0723第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 1・(1)によれば、「法 63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象と すること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被 保 護 世 帯 の 自 立 が 著 し く 阻 害 さ れ る と 認 め ら れ る 場 合 は 、 次 に 定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、 「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられ たものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認 される程度として保護の実施機関が認めた額。」とし、ただし、 「保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額」等 は自立更生の範囲には含まれないとしている。その上で、同通 知1・⑵・(ア)・③において、遡及して受給した年金にかかる自 立更生費の取扱いについて、「真にやむを得ない理由により控 除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談するこ とが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理 由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限 り認められないこと」を説明しておくこととされ、同通知1・ (2)・(4)において、「原則として遡及受給した年金収入は全額返 還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談の あった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、 保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされ、 また、同通知1・(2)・(ウ)において、その場合の「資力の発生時 点は、年金受給権発生日であ」るとされている。
- (4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問11-9(答)によれば、「なお、法第63条においては、返還額の

決定が被保護世帯の状況に応じた実施機関の合理的な裁量に委ねられており、同条適用時における自立更生免除は、局長通知第8-2-(3)及び(4)にあるような収入の種類の制限はない。法第63条を適用することにより、収入の種類を問わず自立更生免除は可能である。そのため、法第63条の適用に当たっては、被保護世帯の生活実態を基に自立更生免除について検討を行い、さらに、実施機関として判断したことを明確にするため、免除を行わない場合であっても、検討した経過を記録に残すこと。」とされている。

運用事例集による上記取扱いは、法 6 3 条の返還決定における自立更生免除の取扱いの基準 (上記(3)) に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、請求人が、平成27年7月23日、過去に納付した国民年金保険料183,160円について、請求人名義の預金口座への振込みにより還付を受けたこと、同振込金(本件返戻金)に係る本件返戻金決定通知書によれば、その返還決定日が同年6月8日とされていたため、年金受給権に係る資力の発生日については同権利が生じた日を資力の発生日とするとの考え方に基づき、同日を本件返戻金の資力発生日と認定することとしたことが認められる。
- (2) その上で、処分庁は、本件返戻金(183,160円)から 8,000円を控除した上で、自立更生として認められるテレ ビ、掃除機及び携帯電話の各購入費計72,133円について 返還を免除することとし、免除額控除後の103,027円が、 本件返還対象期間における支給済保護費の額(計226,16 2円、内訳:平成27年6月分100,402円、7月分12 5,760円。別紙2参照)よりも少なかったことから、当該

103,027円を法63条の資力に該当するものと認め、同額に相当する支給済保護費の返還を決定した(本件処分)ことがそれぞれ認められる。

- (3) したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものということができ、違算等の事実も認められないから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。
- 3 請求人の主張に対する検討

上記第3からすれば、請求人は、厚生労働省から本件返戻金は収入ではないと説明を受けており、また、〇〇の職員からも本件返戻金についての返還作業は許されないとの説得を受けているとして、これらのことを理由に、本件処分を違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかし、処分庁が本件処分を行うについて適用した法 6 3 条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるのであるから(1・(2)引用の東京高等裁判所判例参照)、本件のように、請求人に資力が発生したと認められる以上、請求人については法 6 3 条の規定を適用しなければならないものであり、その適用に当たっては、請求人の申立てに基づき自立更生免除を行った上でなされているから、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記 2 のとおり明らかである。したがって、仮に、請求人の主張するような事実があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。 以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2 (略)